

# モンテスキューの専制国家批判と政治的自由国家論

下 條 慎 一

はじめに

- 一 政 体 論
  - 二 自 由 論
  - 三 風 土 論
  - 四 商 業 論
  - 五 宗 教 論
  - 六 歴 史 論
- おわりに

はじめに

フランスでは「太陽王」とよばれたルイ一四世が一六四三年から一七一五年まで絶大な権力をふるった。かれは

モンテスキューの専制国家批判と政治的自由国家論（下條）

五七一

ブルボン朝の最盛期をきずいたけれども、軍隊を増強し侵略戦争をくりかえしたため財政状況を悪化させた。また、一五九八年にユグノー（カルヴァン派）の大幅な信教の自由をみとめたナントの王令を、一六八五年に廃止した。一七一五年にルイ一四世の曾孫ルイ一五世が即位したけれども、政治的な指導力が欠如していたため、ブルボン朝は衰退にむかう。

イギリスでは一六八五年に国王となったジェイムズ二世が絶対王政を復活させようとした。一六八八年にトリー党とホイッグ党はオランダからジェイムズ二世の長女夫妻を招聘し、ジェイムズ二世は亡命した。一六八九年にジェイムズ二世の長女夫妻は国会のまとめた「権利の宣言」をうけいれて、ウィリアム三世・メアリ二世として王位についた（名譽革命）。「権利の宣言」は「権利の章典」として制定され、国会主権にもとづく立憲王政が確立した。一七二一年にホイッグ党のロバート・ウォルポールがイギリスの初代首相に就任したあと、内閣が国王ではなくて国会に責任をおう責任内閣制が形成された。

シャルル・ルイ・ド・モンテスキューは一六八九年にボルドーの近郊ラ・ブレードにうまれた。ボルドー大学で法学をおさめ、一七一六年から一七二六年までボルドー高等法院副院長をつとめた。一七二一年に『ペルシア人の手紙』を発表して好評を博し、一七二八年にアカデミー・フランセーズ会員に選出された後、一七三二年までイギリスなどヨーロッパ各地を旅行した。一七三四年に『ローマ人盛衰原因論』を、一七四八年に『法の精神』を、それぞれ出版し、一七五五年に死去した。本稿では、フランス絶対王政とイギリスの名譽革命体制を背景とするモンテスキューの専制国家批判と政治的自由国家論を、主として『法の精神』に依拠しながらみていきたい。

# 一 政体論

## 1 法

法とは「事物の本性に由来する必然的な諸関係」<sup>(1)</sup>である。すなわち「原始理性」あるいは「神」とさまざまな存在とのあいだにある諸関係であり、さまざまな存在相互間における諸関係を意味する。

すべての法に先だって、自然法が存在する。<sup>(2)</sup>それは①「平和」②「身をやしなおうとする気」<sup>(3)</sup>③「両性」の「相手」にたいする「自然なねがい」④「社会生活をしようという願望」<sup>(4)</sup>から構成される。

人間が社会生活を開始すると戦争状態にいたる。<sup>(4)</sup>国家間の戦争からは民族相互間の実定法である「万民法」(droit des gens)が、国民間の紛争からは治者と被治者のあいだの実定法である「国制の法」(droit politique)と市民相互間の実定法である「市民法」(droit civil)が、それぞれうまれる。

## 2 政体の本性に由来する法

共和政体の本性は人民が全体として、あるいは人民の一部だけが最高権力をもつことである。<sup>(5)</sup>君主政体の本性はただ一人が統治するけれども、確固たる制定された法によって統治することである。専制政体の本性はただ一人が、法も規則もなく、万事をかれの意思と気まぐれとによってひきざることである。

共和政は、人民が全体として最高権力をもつ「民主政」と、最高権力が人民の一部の手中にある「貴族政」に分類

される。<sup>(6)</sup> 前者の基本的な法の一つは、投票方法をさだめるものである。<sup>(7)</sup> モンテスキューによれば、投票は公開でなければならなかった。下層民は開明され、しかるべき人物の謹厳な態度によつて抑制されなければならないからである。

最良の貴族政は、人民のうちで権力にまったく参与しない部分が非常にちいさく、まずしいため、支配する部分がこれを圧迫することに関心をもたないものである。<sup>(8)</sup> 貴族政は民主政にちかづくにつれて完全になり、君主政にちかづくにつれて不完全になる。<sup>(9)</sup> もつとも不完全な貴族政は、人民のなかの服従する部分が、支配する部分の私的奴隷の状態にあるものであった。

君主政においては、君主が国制的・市民的なすべての権力の源泉であった。<sup>(10)</sup> したがって、権力がそこをとつてなされる「中間の水路」が必要となる。もつとも自然な従属的・中間権力は、貴族の権力であった。モンテスキューいわく「君主なくして貴族なく、貴族なくして君主なし」ということであった。

専制国家の基本的な法は、執権を設置することであつた。<sup>(11)</sup> 君主は執権をもうけて、後宮で「もつとも野獸的な情念」に身をまかせた。<sup>(12)</sup> 帝国がひろがるにつれて後宮もおおきくなり、君主はますます快樂によいしれることとなる。

モンテスキューが共和政（民主政・貴族政）・君主政のいずれをもつとも理想とみなしたのかは明確でないけれども、専制国家にたいする批判的な姿勢は一貫している。また、のちにみるように「政治的自由」を目的とする「イギリスの国制」にたいする好意的な評価も明白である。フランス絶対王政の絶頂期を目標としたモンテスキューは「反動的絶対権力とそれへの反作用としてのラディカルな民衆革命」の可能性を認識するなかで、個人の政治的自由あるいは安全を平和的にまもることを、かれの自然法思想と政治的自由国家論の中心課題にすえていた。<sup>(13)</sup>

### 3 政体の原理

政体の本性とは、その政体の固有の構造を、政体の原理とは、その政体をうごかす人間の情念を、それぞれ意味する。<sup>(14)</sup> 後者は前者から「自然にでてくる」ものであった。<sup>(15)</sup>

民主政の原理は「徳」である。<sup>(16)</sup> 貴族政の原理は「徳」あるいはそれにもとづく「節度」である。<sup>(17)</sup> 君主政体の原理は「名誉」である。<sup>(18)</sup> 君主政体は優越・序列・出自による貴族身分を前提とするので、その原理である「名誉」は「優先」と「特別待遇」を要求するものであった。<sup>(19)</sup> 専制政体の原理は「恐怖」である。<sup>(20)</sup> いずれの政体においても、それぞれの原理がなければ不完全であった。<sup>(21)</sup>

### 4 教育にかんする法と政体の原理

教育にかんする法の目的は、政体ごとになつていた。<sup>(22)</sup> 君主政においては「名誉」であった。<sup>(23)</sup> 共和政においては「徳」であった。専制政治においては「恐怖」であった。

君主国における教育は「名誉」の命ずる左記の規則に適合するものとなる。

- ① 福德をおもんずるのは一向にさしつかえないけれども、生命をいくらかでもおもんずることは絶対に禁止される。<sup>(24)</sup>
- ② ひとたびある位階におかれたら、自分がその下位にあるようにみえるようないかなることをもしてはならないし、認容してもならない。

③ 名誉が禁止することがらは、法がそれを禁ずることにまったく協力しないと、いっそうきびしく禁止される。名誉が要求することがらは、法がそれを要求しないときにいっそうつよく要請される。

専制政体における被治者は無知であり、治者は熟考・懷疑・推論せず欲求するのみである。そこに教育はなかった。<sup>(25)</sup>共和政体における教育は「徳」すなわち「法への愛・祖国への愛」を鼓吹するものでなければならぬ。<sup>(27)</sup>古代ギリシア人は徳を鼓吹するために独特な制度をつくった。<sup>(28)</sup>たとえばプラトンは『国家』において財産共有制を主張した。<sup>(29)</sup>これらの制度は「政治的徳」を原理とする共和政の国々において適当なものであった。<sup>(30)</sup>

## 5 立法者が制定する法と政体の原理

立法者が社会の全体にあたる法は、各政体の原理に関係していなければならぬ。<sup>(31)</sup>民主政における徳とは「共和国への愛」を意味する。<sup>(32)</sup>それは「民主政への愛」であり「平等への愛」であり「質素への愛」である。<sup>(33)</sup>共和国において平等と質素とが愛されるためには、法がそれらを確立していなければならない。<sup>(34)</sup>民主政において質素を維持するために、法は「資産の平等」をめざすべきである。<sup>(35)</sup>たとえば、父からの相続にさいして、すべての子に平等な割当分にあたえる法によって、すべての子が贅沢をさせて父同様にはたらこうとするであろう。<sup>(36)</sup>君主政における法は貴族身分をささえる努力をしなければならない。<sup>(37)</sup>ここでは貴族身分の名誉が、法の「子」でもあり「父」でもある。専制政体のもとで臆病・無知にして、うちひしがれた人民におおくの法は必要でない。<sup>(38)</sup>

## 6 刑事法と政体の原理

専制政体では、臣民の資産・生命・名誉にほとんど留意しないため、刑事法が単純である<sup>(39)</sup>。共和国・君主国では、市民の名誉・資産・生命・自由を尊重するため、刑事法が複雑である<sup>(40)</sup>。きびしい刑罰は、名誉をバネとする君主政や、徳をバネとする共和政よりも、おそれを原理とする専制政体に適合する<sup>(41)</sup>。刑罰のあいだには調和がたもたれていることが肝要である<sup>(42)</sup>。たとえば中国では、残忍な盗賊を寸断するけれども、ほかの盗賊にはそうしない<sup>(43)</sup>。したがって、窃盗はあるけれども殺人はない。しかるにモスクワ大公国では、盗賊と殺人者にたいする刑罰が同一であったため「死人に口なし」を理由に殺人が横行していた。イギリス国民は、拷問を排しても不都合を感じていなかった<sup>(44)</sup>。モンテスキューはそれを根拠として、拷問を不要とみなしている。

## 7 奢侈禁止の法と政体の原理

君主政において、奢侈禁止の法は不要であった<sup>(45)</sup>。富者がおおくを費消しないと、貧者が餓死するためである。中国では女性が多産なので、土地をいくら耕作しても住民をやしなうのにやっとなりる程度である<sup>(46)</sup>。そこにおいて奢侈は有害であった。中国では、いくつもの王朝があいついで興隆した<sup>(47)</sup>。各王朝の初代皇帝は「徳と注意と警戒」を具備していたけれども、三代か四代の皇帝が「腐敗と奢侈と安逸と歡樂」にとらわれ、その王朝が滅亡することのくりかえしであった。

各政体が腐敗するのは、その原理が腐敗するときである。<sup>(48)</sup> 民主政の原理が腐敗するのは、ひとが平等の精神をうしなうときと、極端な平等の精神をもつときである。<sup>(49)</sup> 後者のばあい、人民はみずからが委託した権力にさえ我慢ができず、すべてを自分自身でおこない、元老院にかわって審議し、役職者にかわって執行し、すべての裁判役にとつてかわろうとする。<sup>(50)</sup> そこには、徳が存在しえなかつた。<sup>(51)</sup> 貴族政の原理が腐敗するのは、貴族の権力が恣意的になるときである。<sup>(52)</sup> そこにも、徳は存在しえなかつた。君主政の原理が腐敗するのは「第一級の榮譽」が「第一級の隸従」の標識であるときと、人民が大身を尊敬しなくなるとときと、大身が恣意的権力のいやしむべき道具とされるときであった。<sup>(53)</sup> 専制政体の原理はたえず腐敗している。<sup>(54)</sup> その本性上、腐敗しているからである。政体の原理が腐敗するときは、最良の法も悪法となる。<sup>(55)</sup> それが健全であるときは、悪法もよき法の効果をもつ。

共和国はちいさな領土しかもたない。<sup>(56)</sup> おおきな共和国にはおおきな財産が存在し、人心にほとんど節度がないためである。君主政の国家は中程度のおおきさでなければならぬ。<sup>(57)</sup> ちいさいと共和政になる。非常に広大であれば、国家の重臣は君主の目のとどくところになく、服従しなくなることもありうる。大帝國は統治者の専制的權威を前提とする。<sup>(58)</sup> モンテスキューの國際政治思想において「専制政」内なる帝國の批判」と「ヨーロッパ制覇を志向する絶対王政」外なる帝國批判」は内在的に関連していた。<sup>(59)</sup>



## 一一 自由論

### 1 防衛力と法

ある国家にたいする攻撃者はいたるところにあらわれるかもしれないので、同国の防衛者もいたるところに出現することができなければならない。<sup>(60)</sup> そのために、国家のひろさは中くらいでなければならぬ。広大な国家だと、分散している軍隊が集結するのに時間がかかるためである。<sup>(61)</sup>

### 2 攻撃力と法

国家の攻撃力は万民法によって規制される。<sup>(62)</sup> 人間は自然的防衛のためであれば、ひとを殺害する権利をもつ。<sup>(63)</sup> 国家も自己自身の保全のために戦争をおこなう権利をもつ。この権利は「必要」や「厳格な正義」から生ずる。<sup>(64)</sup> 戦争の権利から征服権が生ずる。<sup>(65)</sup> もっとも征服者は、自然的防衛や自己保全をはかる必要がないばあい、被征服者を殺害する権利をもたない。<sup>(66)</sup> また、征服地の保全のためでなければ、被征服者を隷属させる権利をもたない。

### 3 国制と政治的自由

モンテスキューによれば、自由とは「法のゆるすすべてをなす権利」を意味する。<sup>(67)</sup> 政治的自由は制限政体において権力が濫用されないときにのみ存在する。<sup>(68)</sup> それを国制の直接目的とする国民もいた。<sup>(69)</sup> イギリスの国制は、政治的自由

を目的としていた。<sup>(70)</sup> 同一の人間または団体が①「法をつくる権力」②「公的な決定を執行する権力」③「犯罪や個人間の紛争を裁判する権力」を行使すれば、すべてはうしなわれる。<sup>(71)</sup> ③の「裁判権」は、常設的でない裁判所を構成するために、人民の団体から選出されたひとびとが行使すべきである。<sup>(72)</sup> ①の「立法権」は「貴族の団体」と「人民を代表するためにえらばれる団体」にゆだねられる。<sup>(73)</sup> ②の「執行権」は君主の手中におくべきである。「執行」は即時の行動を必要とするからである。それにたいして「立法」は、一人よりもおおくのひとによって、よりよくなされる。<sup>(74)</sup>

①②③の権力が政治的自由にちかづかなければ、君主政は専制政へ墮落するであろう。<sup>(75)</sup> 名譽革命後のイギリスでは裁判権が独立・安定していたのにたいして、アンシャン＝レジームにおいては裁判権が王権の手先として機能するおそれがあり、高等法院を構成する法服貴族の伝統的裁判権がおびやかされていた。前者を背景とするジョン＝ロックが「執行と司法の機構的分立」をあえて主張することはなかったけれども、モンテスキューがイギリスの司法過程に「裁判権の独立」の具体化をみいだしたのは、裁判権を執行者たる「国王」の影響の埒外へ避難させて「専制」にたいする防波堤をきずくと同時に、それを「貴族集団や人民集団」から隔絶し非人格化して「政治的権力」としないためであった。<sup>(76)</sup>

#### 4 市民と政治的自由

市民の政治的自由とは、安全あるいは自己の安全についてもつ確信にあった。<sup>(77)</sup> それを助長するには、刑罰を立法者の気まぐれから科してはならなかった。<sup>(78)</sup> 宗教にかんする罪への刑罰は神殿外への追放、信徒との交際の一時的または永久的な禁止などであるべきであった。習俗に反する罪への刑罰は罰金、はずかしめ、蟄居の強制などであるべきで

あった。<sup>(79)</sup> 市民の平穩を侵害する罪への刑罰は監禁、追放、矯正などであるべきであった。市民の安全を侵害する罪への刑罰は重身体刑であるべきであった。<sup>(80)</sup> たとえば、ほかの市民の生命をうばったばあいなどは「死刑」を科すべきであった。

## 5 貢租の徴収

国家の収入とは、各市民が自分の財産の安全を確保するために、またはそれを心地よく享受するために供与する市民の財産の一部である。<sup>(81)</sup> 人民を勤勉にするために重税が必要であると主張するものもいたけれども、モンテスキューはこうした見解を批判した。<sup>(82)</sup> モンテスキューは、ある国家が軍隊を増強すると、ほかの国家も増強して「共通の破滅」をもたらすことを憂慮していた。<sup>(83)</sup> また、租税取立人がその富によって尊敬される職業となるとき、共和政・君主政は滅亡するといった。<sup>(84)</sup>

「軍備拡張競争」にかんするモンテスキューの記述は、プロイセン・フランス等がオーストリア・イギリス等とたたかったオーストリア継承戦争を背景としていたけれども、東西冷戦にもあてはまるものであった。<sup>(85)</sup>

## 三 風土論

### 1 風土の性質と法

ひとびとの性格・情念がさまざまな風土のもとで極端にことなっているとすれば、法はそうした性格・情念の差異

と相關的でなければならぬ。<sup>(86)</sup> あついで地方の住民は老人のように臆病である。<sup>(87)</sup> さむい地方の住民は若者のように勇敢である。東方諸国において宗教・習俗・生活様式・法がかわらない原因は、その国民の精神の弛緩と肉体の怠慢にあった。<sup>(88)</sup> 仏陀は人間を極度に受動的な状態におくべきであるとかんがえた。<sup>(89)</sup> その教義は風土に由来し「怠惰」を助長していた。「節制」にかんしていえば、緯度のたかい国民のほうが飲酒癖はつよかつた。<sup>(90)</sup>

## 2 私有奴隸制の法と風土の性質

奴隸制のもとでは、奴隸にも主人にも徳が欠如していた。<sup>(91)</sup> したがって、それは民主政・貴族政の国制の精神に反するものであつた。

ローマの法学者によれば①万民法は、ひとが捕虜をころさないよう、捕虜に奴隸となることを命じた。<sup>(92)</sup> ②ローマ人の市民法は、その債権者が虐殺するかもしれない債務者に、自分の身を売ることをゆるした。③自然法は、奴隸たる父の養育しえない子どもたちが父と同様に奴隸となることを命じた。しかし、モンテスキューによれば①捕虜にたいしておこなつてよいのは、かれらが危害をおよぼしえないように、かれらの身体を拘束することだけである。②売買は代価を前提としてゐるけれども、奴隸が身を売れば、かれのすべての財産は主人の所有に帰して、奴隸は代価をうけとることができない。③人間は自分の身を売ることができないとすれば、その子どもを売ることもしできない。<sup>(93)</sup>

モンテスキューのかんがえるところによれば、奴隸制をうみだしたのは「ある国民がほかの国民にたいして慣習法の相違を根拠にしていだく軽蔑」であつた。<sup>(94)</sup> 宗教も、それを信仰するひとびとにたいして、それを信仰しないひとびとを隷属状態におく権利をあたえ、布教を容易にしていた。<sup>(95)</sup> その好例が大航海時代における「アメリカの破壊者」で

あった。黒人奴隸制を擁護するものは、ヨーロッパの諸民族がアメリカの諸民族を絶滅させたので、アメリカを開拓するため、アフリカの諸民族を奴隸身分におかなければならないというかもしれない。<sup>(96)</sup>しかし、それはモンテスキューの同意するところではなかった。

専制政体のもつて、ひとは非常に容易に身を売る<sup>(97)</sup>。政治的奴隸制が市民的自由を無に帰しているためである。また、あつさが肉体をよわめ勇気をうしなわせるため、懲罰のおそれがなければ、ひとびとが困難な義務をはたそうとしない国は、奴隸制を導入しやすい。<sup>(98)</sup>しかし、モンテスキューの信念によれば、すべての人間は平等に生まれついているのだから、奴隸制は自然に反していた。<sup>(99)</sup>社会に必要な労働がどのようになるにしろいものであると、自由な人間によつて万事をおこなうことができるはずである。<sup>(100)</sup>奴隸制に賛成するものは「奢侈と逸楽」を追求するものであつて「公共の至福」を愛するものではなかった。<sup>(101)</sup>

### 3 家内奴隸制の法と風土の性質

南方諸国では男女両性のあいだに自然的不平等が存在していた。<sup>(102)</sup>あつい風土のもつて、女性は八、九、一〇歳で結婚適齢になり二〇歳で老化する。すると男性はその妻をすてて、べつの妻をめとり、一夫多妻制を導入する。それはイスラーム法の普及がアジアで容易で、ヨーロッパで困難であつた理由の一つであつた。<sup>(103)</sup>

### 4 政治的隷属の法と風土の性質

アジアでは、つねに大帝國が形成された。<sup>(104)</sup>そこには広大な平原があり、その権力は専制的であつた。隷属が極端で

なければ、国土を分割しているはずであった。ヨーロッパでは山川によって分割された中規模国家が形成され「法による統治」がおこなわれ「自由の精髓」を養成していた。それはアジアにおいて「隷属の精神」が支配しているのと対照的であった。

## 5 土地の性質と法

自然のめぐみふかい地方は、侵略によって荒廃しやすい<sup>(106)</sup>。しかし、北方のきびしい地方は侵略の対象となりにくい<sup>(106)</sup>ため、つねにひとが居住している。土地が不毛だと、人間は勤勉になる<sup>(106)</sup>。

島の人民は大陸の人民よりも自由への傾向が<sup>(107)</sup>よい。海によって大帝国家からきりはなされ、暴政をくわえられないからである。もつともモンテスキューは日本を、その「面積」もおおしく「隷属の度合」もたかいたため、例外として<sup>(108)</sup>いる。

ひとびとの勤勉さによって居住可能となった国は「享楽的な人民の習俗」よりも「賢明な人民の習俗」を、「専制者の暴君的権力」よりも「君主の正統的権力」を、それぞれ必要とした<sup>(108)</sup>。ひとびとはみずからの配慮とよき法とによって、その土地を居住しやすいもの<sup>(109)</sup>にしていた。

## 6 国民の一般精神、習俗および生活様式を形成する諸原理と法

各国の風土・宗教・法・統治の格率・過去の事物の例・生活様式は、その国民の一般精神を形成していた<sup>(110)</sup>。ある国民の徳性をさまたげることのないよう、法によってその生活様式を阻害しようとしてはならない<sup>(111)</sup>。法が確立したもの

は法が改革し、生活様式が確立したものは生活様式がかななければならない<sup>(11)</sup>。生活様式によってかえるべきものを法によってかえるのは、非常にわるい政策であった。その好例として、ピョートル一世が西欧化のためにロシア人のひげをきることを強制した法をあげることができよう。イギリスでは、国民の習俗と生活様式が法と「重大な関連」を有していた<sup>(12)</sup>。その国制はだれにでも政治参加と政治的関心を容認するものであったため、その国民はおおいに政治を論じていた<sup>(13)</sup>。

## 四 商業論

### 1 商業と法

習俗がおだやかなところには商業が存在する<sup>(14)</sup>。商業が存在するところは習俗がおだやかである。商業の精神は諸国民を平和へむかわせる<sup>(15)</sup>。「征服」ではなくて「貿易と産業」が「繁栄」をもたらすというモンテスキューは、欧州統合の歴史がしめすような機能別の国際協力の推進による平和をめざす機能主義の源流とみなされている<sup>(16)</sup>。相互依存論<sup>(17)</sup>はその延長線上に位置づけられる。モンテスキューはイマヌエル・カント、ジェレミ・ベンサム、ジョン・スチュアート・ミルとともにリベリズム（国際協調主義）の系譜に属している<sup>(18)</sup>。

君主政における商業は通常「奢侈」にもとづいている<sup>(19)</sup>。その国民はおおいに消費し、立派な品物しか眼中にない。共和政における商業はたいい「経済」にもとづいている。その国民はもうけがすくなく、たえずもうけることによってそれをうめあわせている。君主政における貴族の商業は、君主政の精神に反する<sup>(20)</sup>。フランスで貴族に商業をい

となむことを義務づける法があれば、それは貴族制を打破する手段とならう。<sup>(125)</sup>

## 2 世界の商業と法

中世のスコラ学者は福音書にもとづいて利息を非とした。<sup>(124)</sup> その結果、商業はユダヤ人の「もつともおそるべき暴利行為」と同一視された。しかし、かれらが為替手形を發明すると、商業は「誠実」なものともみなされるようになった。<sup>(125)</sup> モンテスキューは「どこにでもおろくることができて、どこにも痕跡をのこさない目にみえない財産」である為替手形を「専制とはなほだしい権力行使にたいする防波堤」とみなしている。<sup>(126)</sup>

## 3 貨幣の使用と法

自分の金銭を無利息で他者に貸与することは「宗教上の勸告」でありうるにすぎず、世俗の法とはなりえなかつた。<sup>(127)</sup>

## 4 住民の人数と法

「専制政治」か「俗人にたいする聖職者の極端な優位」によって人口が減少した国をたてなおす方法は、土地をもたない家族にそれを配分することと、かれらに土地を開墾・耕作する手段を提供することであつた。<sup>(128)</sup>



## 五 宗教論

### 1 宗教と法

フランスの啓蒙思想家ピエール・ペールは、わるい宗教をもつよりも宗教をまったくもたないほうがよいとかんがえた。<sup>(129)</sup>しかし、モンテスキューは「宗教を愛しおそれる君主」を「自分をなでる手やなだめる声に屈服する獅子」に、「宗教をおそれ、にくむ君主」を「通行人にとびかかるのをふせいでいる鎖をかむ野獣のようなもの」に、「宗教をまったくもたない君主」を「ひきさいてむさぼりくうときにしか自分の自由を感じない、あのおそろしい動物」に、それぞれたとえている。<sup>(130)</sup>

キリスト教は「純粋な専制政治」からほどとおいものである。<sup>(131)</sup>それは君主が復讐をしたり残酷なことをおこなったりするさいの「専制的憤怒」に反対するためである。北方の人民はプロテスタント教を信奉して、南方の人民はカトリック教を保持していた。<sup>(132)</sup>前者は後者のもたない独立と自由との精神をもっていた。「目にみえる首長をもたない宗教」は「一人の首長をもつ宗教」よりも、その風土がもたらす独立心によりよく適合していた。

ペールの主張によれば、真のキリスト教徒は存続可能な国家を形成しない。<sup>(133)</sup>しかし、モンテスキューはそれを否定して、真のキリスト教徒は自分たちの義務についてかぎりなく開明され、それをはたすためにきわめておおきな熱意をもつ市民であるとのべている。

法があたえるべきものは「掟」であって「勸告」ではない。<sup>(134)</sup>宗教はおおくの「勸告」とすこしの「掟」をあたえる

べきである。「独身」はキリスト教の「勧告」であつたけれども、一定の部類のひとつにたいする法となつたとき、立法者も社会も苦勞した。<sup>(135)</sup>

古代人における哲学の諸派は宗教のようなものであつた。<sup>(136)</sup>ストア派もそうであり「市民」「偉大な人間」「偉大な皇帝」をそだてた。

人間は自己を保存し、やしない、衣でまとい、社会のあらゆる活動をするようにつくられている。<sup>(137)</sup>したがって、宗教は人間にあまりにも瞑想的な生活をゆるすべきでない。イスラーム教徒は一日に五回の礼拝をおこなっているけれども、モンテスキューからすれば、このましいことではなかつた。

## 2 宗教組織と法

信心ぶかい人間と無神論者はつねに宗教についてかた<sup>(138)</sup>る。前者にとつて宗教は「愛するもの」であり、後者にとつては「おそれるもの」であつた。人間は希望や恐怖をいだくため、地獄・極楽をもつ宗教を氣にいる。<sup>(139)</sup>日本にキリスト教とインドの宗教が容易に定着したのは、その証左であつた。

ある国家の法がおおくの宗教を容認しなければならぬとかがえたととき、その法はそれらの宗教が相互に寛容であることを義務づけなければならぬ。<sup>(140)</sup>宗教にかんしては、刑事法の適用をさけなければならぬ。<sup>(141)</sup>宗教からひとびとの心をひきはなすには「恩恵」「生活の安樂さ」「財産の期待」をあたえるのがよい。<sup>(142)</sup>「日本の迫害」では、残酷な刑罰にたいして抵抗がみられた。<sup>(143)</sup>リスボンで宗教裁判判決にもとづいて一八歳のユダヤ娘を火刑に処したことは、日本の弾圧よりも「はるかに残酷」であつた。<sup>(144)</sup>

### 3 事物の秩序と法

法にはさまざまの種別がある。<sup>(146)</sup>人定法は生起するすべての偶発事にしたがい、人間の意思が変化するにつれてかわる。<sup>(146)</sup>しかるに神法はけっしてかわらない。来世にかんする裁判所の格率によって人間の裁判所を規制してはならない。<sup>(147)</sup>キリスト教の修道士が贖罪裁判の観念にもとづいて構成する宗教裁判所は、すべてのよい国制に反する。それは君主政において、密告者と裏切者のみをつくる。共和政においては、不誠実なひとびとだけをそだてる。専制国家においては、その国家とおなじく破壊的である。宗教裁判所の悪弊の一つは、おなじ罪で訴追された二人のうち、否認するものは死刑の判決をうけ、自白するものは身体刑をまぬがれることにある。<sup>(148)</sup>前者は悔悛していないからという「修道院的観念」によるものである。<sup>(149)</sup>こうした区別を人間の裁判所にもちこんではならなかった。<sup>(150)</sup>

## 六 歴 史 論

### 1 フランス人の市民の法の起源と変遷

ヨーロッパでは三七五年にゲルマン人の大移動がはじまった。それによってローマ帝国は混乱し、三九五年に東西に分割された。四一〇年に西ゴート人はローマを略奪したあと、ガリア西南部とイベリア半島に西ゴート王国(四一八―七二一年)をたてた。ブルグンド人はガリア東南部にブルグンド王国(四四三―五三四年)を、フランク人はガリア北部にフランク王国(四八一年―)を、それぞれ建国した。四七六年に西ローマ帝国の傭兵隊長だったゲルマン人のオ

ドアケルは同帝国を滅亡させた。

ブルグンド人と西ゴート人の法は公平だったがけれども、サリー族（フランク人の一支族）の法はフランク人とローマ人とのあいだに「もつともひどい区別」をもうけていたため、ローマ人にとって「たえがたい」ものであった。<sup>(151)</sup>しかし、フランスは「国家的従属関係」よりもむしろ「封建的従属関係」をみとめた無数の小領地に分割されていたので、ただ一つの法が一般的権威をもつことはきわめて困難であった。<sup>(152)</sup>したがって、サリー族・ブルグンド人・西ゴート人の法はカペー朝（九八七—一三二八年）のもつとで、ほとんどかたられなくなった。<sup>(153)</sup>

ゲルマン人は、個人的な事件における決闘の結果を、犯罪人または侵害者を罰するように配慮する「神意のさばき」とみなした。<sup>(154)</sup>もつとも、あまり重要でない民事事件のばあい、領主は当事者に決闘を回避させた。<sup>(155)</sup>

「教会裁判権」は「領主の裁判権」の力をうしなわせ、それによって「国王裁判権」に力を付与することとなった。<sup>(156)</sup>その後、国王裁判権は教会裁判権を制限するようになった。領主がかつて享受していた権利のなかには「怠慢」によって喪失されたものもあれば、時代の変化にもなつて放棄されたものもあった。<sup>(157)</sup>シャルル七世（在位一四二二—一四六一年）とその後継者は、王国全体において各種の局地的慣習法を成文化し、一般化し、王権の印璽を押しした。<sup>(158)</sup>

## 2 フランク王国の成立

共和政ローマ（紀元前五〇九—紀元前二七年）の政治家・軍人ガイウス・ユリウス・カエサルが紀元前一世紀に記録した『ガリア戦記』と、帝政ローマ（紀元前二七—三九五年）の政治家・歴史家コルネリウス・タキトゥスが一世紀にあらわした『ゲルマニア』は、ゲルマン人の習俗を描写している。<sup>(159)</sup>これらはフランク人の封建法の淵源を探究するさ

いに有益であった。

ブルグンド人の法はローマ人とブルグンド人のいずれにおいても、貴族・自由人・農奴を区別していた<sup>(160)</sup>。したがって、ローマ人のみが農奴で、ブルグンド人のみが自由人・貴族であったわけではない。フランク人もローマ人を隷属状態においていたわけではない。にもかかわらず、隷属状態においていたとみなして、前者の末裔たる貴族のみを「国民」とし、後者の血をひく第三身分をそこから「排除」する歴史家アンリッドウ・ブルーランヴィリエの企図は「第三身分にたいする陰謀」にほかならなかった<sup>(161)</sup>。

ローマの徴税制度はフランク人の王国において崩壊した<sup>(162)</sup>。それが「非常にこみいった技術」であったため、フランク人の王国の人民の観念・構想のなかにはいらなかったからである。

フランク人は裁判権を、ふるい封土においても、あたらしい封土においても、封土そのものに内在する権利である<sup>(163)</sup>とみなした。そこから「フランスにおいて裁判権は家産である」という原理が生まれた。

フランク王国の建設にかんしてモンテスキューと歴史家ジャン・バティスト・デュボスの見解はことなっていた<sup>(164)</sup>。モンテスキューはフランク人がガリアを征服したとみなすのにたいして、デュボスはローマ人がフランク人を招請したとかがえた<sup>(165)</sup>。後者の学説は「王権の絶対優越性を支持するアポロギー」であった<sup>(166)</sup>。

### 3 フランク王国の変遷

カール大帝はフランク王国最盛期の王（在位七六八―八一四年）であった。八〇〇年にローマ教皇レオ三世はカール大帝にローマ皇帝の帝冠をあたえ、西ローマ帝国の復活を宣言した。同帝国はカール大帝の「偉大さ」によって維持

された。<sup>(167)</sup>

八一四年にカール大帝が死去したあと、帝国は東フランク（ドイツ）・西フランク（フランス）・イタリアに分裂した。西フランク王シャルル二世（在位八四〇―八七七年）は「すべての自由人は、国王またはほかの領主たちのうち、みずからのぞむものを領主としてえらぶことができること」を人民に告示した。<sup>(168)</sup> その結果、国王の権力下から離脱するものがあらわれた。<sup>(169)</sup> フランスの王権がカロリング朝（七五一―九八七年）からカペー朝にうつった原因は、このようにして生じた国王の権威・権力の弱体化にあった。<sup>(170)</sup>

一〇世紀から一一世紀にかけて、西ヨーロッパでは封建社会が成立した。そこでは主君が家臣に封土をあたえて保護するかわりに、家臣は主君に忠誠をちかかって軍事的奉仕の義務をおう封建的主従関係がうまれた。封土は、とりあげ可能か一代かぎりであったとき、国制の法のみ<sup>(171)</sup>に属していた。けれども、世襲的になったとき、取引される財産の一種とみられることによって民法にも属した。

## おわりに

すでにみてきたとおり、モンテスキューは『法の精神』のなかで、ある国家が軍隊を増強すると、ほかの国家も増強して「共通の破滅」をもたらしことを憂慮していた。『ペルシア人の手紙』では「砲弾の発明」が「ヨーロッパのすべての国民の自由をうばった」と、レディという人物にかたらせている。<sup>(172)</sup> 君主は「砲弾の第一発」をくらっただけで降参したような町人に「要塞の守備」をまかせておけなくなつて「正規軍の大部隊を維持」し「臣民を抑圧」し

た。<sup>(113)</sup> もっともモンテスキューは同書のなかで、人間にとって「もっと残酷な破壊方法」「致命的な発明」があらわれなくても「万民法」「諸国民の一致した同意」によって禁止されるであろうと、ユスベクという人物にのべさせている。<sup>(114)</sup> こうした「人間の理性、熟議、自由意志、統御力」にたいする「ナイーヴな期待」をもちつづけることがむずかしい現代では「近代技術のあり方を再検討し、その極点としての核兵器と原子力発電を廃絶すること。そのために人間の諸能力（理性、自由意志、熟議、統御力）をめぐる根源的な問い直しから出発すること」が重要な課題となる。<sup>(115)</sup>

- (1) Montesquieu, Charles Louis de, *De l'esprit des lois*, liv. I, ch. 1, *Œuvres complètes* II, texte présenté et annoté par Roger Caillou (Paris) : Callinard, 1951, p. 232. 野田良之ほか訳『法の精神上巻』（岩波書店、一九八七年）九頁。
- (2) *Ibid.*, liv. I, ch. 2, p. 235, 一二頁。
- (3) *Ibid.*, p. 236, 一四頁。
- (4) *Ibid.*, liv. I, ch. 3.
- (5) *Ibid.*, liv. II, ch. 1, p. 239, 一八頁。
- (6) *Ibid.*, liv. II, ch. 2.
- (7) *Ibid.*, p. 243, 一二頁。
- (8) *Ibid.*, liv. II, ch. 3, p. 246, 二七頁。
- (9) *Ibid.*, p. 247.
- (10) *Ibid.*, liv. II, ch. 4, 二八頁。
- (11) *Ibid.*, liv. II, ch. 5, p. 249, 三一頁。
- (12) *Ibid.*, p. 250.
- (13) 佐竹寛『モンテスキュー政治思想研究…政治的自由理念と自然史的政治理論の必然的諸関係』（中央大学出版部、一九九五  
年）三二二頁。

- (14) Montesquieu, C. L. de, *De l'esprit des lois*, liv. III, ch. 1, pp. 250-251. 野田ほか訳『法の精神上巻』三三三頁。
- (15) *Ibid.*, liv. III, ch. 2, p. 251.
- (16) *Ibid.*, liv. III, ch. 3, 三四頁。
- (17) *Ibid.*, liv. III, ch. 4, p. 254. 三七一—三八頁。
- (18) *Ibid.*, liv. III, ch. 6, p. 256. 四〇頁。
- (19) *Ibid.*, liv. III, ch. 7, p. 257.
- (20) *Ibid.*, liv. III, ch. 9, p. 258. 四二頁。
- (21) *Ibid.*, liv. III, ch. 11, p. 261. 四六頁。
- (22) *Ibid.*, liv. IV, ch. 1, pp. 261-262. 四七頁。
- (23) *Ibid.*, p. 262.
- (24) *Ibid.*, liv. IV, ch. 2, p. 265. 五一頁。
- (25) *Ibid.*, liv. IV, ch. 3, 五二頁。
- (26) *Ibid.*, p. 266.
- (27) *Ibid.*, liv. IV, ch. 5, p. 267. 五四頁。
- (28) *Ibid.*, liv. IV, ch. 6, 五五頁。
- (29) *Ibid.*, p. 269. 五六頁。
- (30) *Ibid.*, liv. IV, ch. 7, p. 270. 五七頁。
- (31) *Ibid.*, liv. V, ch. 1, p. 273. 六三頁。
- (32) *Ibid.*, liv. V, ch. 2, p. 274.
- (33) *Ibid.*, liv. V, ch. 3, 六四頁。
- (34) *Ibid.*, liv. V, ch. 4, p. 276. 六六頁。
- (35) *Ibid.*, liv. V, ch. 6, p. 279. 七〇頁。
- (36) *Ibid.*, p. 280. 七一頁。



- (37) *Ibid.*, liv. V, ch. 9, p. 288. 八〇頁。
- (38) *Ibid.*, liv. V, ch. 14, p. 292. 八五頁。
- (39) *Ibid.*, liv. VI, ch. 2, p. 310. 一〇五頁。
- (40) *Ibid.*, pp. 310–311. 一〇六頁。
- (41) *Ibid.*, liv. VI, ch. 9, p. 318. 一一五頁。
- (42) *Ibid.*, liv. VI, ch. 16, p. 327. 一二七頁。
- (43) *Ibid.*, p. 328.
- (44) *Ibid.*, liv. VI, ch. 17, p. 329. 一二九頁。
- (45) *Ibid.*, liv. VII, ch. 4, p. 336. 一三八頁。
- (46) *Ibid.*, liv. VII, ch. 6, p. 339. 一四一頁。
- (47) *Ibid.*, liv. VII, ch. 7, p. 340. 一四二頁。
- (48) *Ibid.*, liv. VIII, ch. 1, p. 349. 一五五頁。
- (49) *Ibid.*, liv. VIII, ch. 2.
- (50) *Ibid.*, pp. 349–350.
- (51) *Ibid.*, p. 350.
- (52) *Ibid.*, liv. VIII, ch. 5, p. 353. 一五九頁。
- (53) *Ibid.*, liv. VIII, ch. 7, p. 355. 一六二頁。
- (54) *Ibid.*, liv. VIII, ch. 10, p. 357. 一六四頁。
- (55) *Ibid.*, liv. VIII, ch. 11. 一六五頁。
- (56) *Ibid.*, liv. VIII, ch. 16, p. 362. 一七〇頁。
- (57) *Ibid.*, liv. VIII, ch. 17, p. 363. 一七一頁。
- (58) *Ibid.*, liv. VIII, ch. 19, p. 365. 一七三頁。
- (59) 瓜生洋一「モンテスキューの國際政治思想…帝國批判の視角から」『國際政治』第六九号（一九八一年）四一頁。

- (60) Montesquieu, C. L. de, *De l'esprit des lois*, liv. IX, ch. 6, p. 373. 野田ほか訳『法の精神上巻』一八四頁。  
(61) *Ibid.*, p. 374.  
(62) *Ibid.*, liv. X, ch. 1, p. 377. 一八八頁。  
(63) *Ibid.*, liv. X, ch. 2.  
(64) *Ibid.*, p. 378. 一八九頁。  
(65) *Ibid.*, liv. X, ch. 3.  
(66) *Ibid.*, p. 379. 一九〇頁。  
(67) *Ibid.*, liv. XI, ch. 3, p. 395. 二〇九頁。  
(68) *Ibid.*, liv. XI, ch. 4. 一一〇頁。  
(69) *Ibid.*, liv. XI, ch. 5, p. 396.  
(70) *Ibid.*, liv. XI, ch. 6. 一一一頁。  
(71) *Ibid.*, p. 397. 一一二頁。  
(72) *Ibid.*, p. 398. 一一三頁。  
(73) *Ibid.*, p. 401. 一一六頁。  
(74) *Ibid.*, p. 402. 一一七頁。  
(75) *Ibid.*, liv. XI, ch. 7, p. 408. 一二四頁。  
(76) 押村高『モンテスキューの政治理論：自由の歴史的位相』（早稲田大学出版部、一九九六年）二八〇―二八四頁。  
(77) Montesquieu, C. L. de, *De l'esprit des lois*, liv. XII, ch. 2, p. 431. 野田ほか訳『法の精神上巻』二五二頁。  
(78) *Ibid.*, liv. XII, ch. 4, p. 433. 二五四頁。  
(79) *Ibid.*, p. 434. 二五五頁。  
(80) *Ibid.*, p. 435. 二五六頁。  
(81) *Ibid.*, liv. XIII, ch. 1, p. 458. 二八四頁。  
(82) *Ibid.*, liv. XIII, ch. 2, p. 459. 二八五頁。

- (83) *Ibid.*, liv. XIII, ch. 17, p. 470. 二九六―二九七頁。
- (84) *Ibid.*, liv. XIII, ch. 20, p. 473. 三〇〇頁。
- (85) Wight, Martin, "Why is there no International Theory?," Herbert Butterfield and Martin Wight ed., *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics* (London : G. Allen & Unwin, 1966), p. 27. 安藤次男訳「国際理論はなぜ存在しないのか」佐藤誠ほか訳『国際関係理論の探究：英国学派のパラダイム』（日本経済評論社、二〇一〇年）二二―二三頁。
- (86) Montesquieu, C. L. de, *De l'esprit des lois*, liv. XIV, ch. 1, p. 474. 野田良之ほか訳『法の精神中巻』（岩波書店、一九八七年）一頁。
- (87) *Ibid.*, liv. XIV, ch. 2, p. 475. 二頁。
- (88) *Ibid.*, liv. XIV, ch. 4, p. 479. 七頁。
- (89) *Ibid.*, liv. XIV, ch. 5, p. 480. 八頁。
- (90) *Ibid.*, liv. XIV, ch. 10, pp. 482-483. 一一頁。
- (91) *Ibid.*, liv. XV, ch. 1, p. 490. 一一頁。
- (92) *Ibid.*, liv. XV, ch. 2, p. 491. 一二頁。
- (93) *Ibid.*, p. 492. 一三頁。
- (94) *Ibid.*, liv. XV, ch. 3, p. 493. 一四頁。
- (95) *Ibid.*, liv. XV, ch. 4. 一五頁。
- (96) *Ibid.*, liv. XV, ch. 5, p. 494. 一六頁。
- (97) *Ibid.*, liv. XV, ch. 6, p. 495. 一七頁。
- (98) *Ibid.*, liv. XV, ch. 7. 一八頁。
- (99) *Ibid.*, p. 496. 一九頁。
- (100) *Ibid.*, liv. XV, ch. 8.
- (101) *Ibid.*, liv. XV, ch. 9, p. 497. 二一頁。
- (102) *Ibid.*, liv. XVI, ch. 2, p. 509. 四五頁。

- (103) *Ibid.*, p. 510. 四六頁。
- (104) *Ibid.*, liv. XVII, ch. 6, p. 529. 六九頁。
- (105) *Ibid.*, liv. XVIII, ch. 3, p. 533. 七四頁。
- (106) *Ibid.*, liv. XVIII, ch. 4. 七五頁。
- (107) *Ibid.*, liv. XVIII, ch. 5, p. 534.
- (108) *Ibid.*, liv. XVIII, ch. 6, pp. 534-535. 七六頁。
- (109) *Ibid.*, liv. XVIII, ch. 7, p. 535. 七七頁。
- (110) *Ibid.*, liv. XIX, ch. 4, p. 558. 一〇五頁。
- (111) *Ibid.*, liv. XIX, ch. 5, p. 559. 一〇六頁。
- (112) *Ibid.*, liv. XIX, ch. 14, p. 564. 一一一頁。
- (113) *Ibid.*, liv. XIX, ch. 27, p. 575. 一二四頁。
- (114) *Ibid.*, p. 582. 一二四頁。
- (115) *Ibid.*, liv. XX, ch. 1, p. 585. 一二八頁。
- (116) *Ibid.*, liv. XX, ch. 2. 一二九頁。
- (117) Id., *Reflexions sur la monarchie universelle en Europe*, *ibid.*, pp. 19-38. Parkinson, F., *The Philosophy of International Relations: A Study in the History of Thought* (Beverly Hills, Calif.: Sage Publications, 1977), pp. 102, 109, n. 28. 初瀬龍平・松尾雅嗣訳『国際関係の思想』(岩波書店、一九九一年)一〇二、一一一頁。
- (118) E.g. Koehane, Robert O. and Joseph S. Nye, *Power and Interdependence*, 4th ed. (Boston: Longman, 2012). 滝田賢治監訳『パワーと相互依存』(ミネルヴァ書房、二〇二二年)。
- (119) Rosow, Stephen J., "Commerce, Power and Justice: Montesquieu on International Politics," *The Review of Politics*, Vol. XLVI, No. 3 (1984), pp. 346, 366, n. 2. 押村高「モンテスキューの国際関係思想：一八世紀ヨーロッパの構造的変動と国家理性観の修正 (下)」『青山国際政経論集』第三五号(一九九五年)六七頁。
- (120) Nye, Jr., Joseph S. and David A. Welch, *Understanding Global Conflict and Cooperation: An Introduction to Theory and*

- History*, 9th ed. (Boston : Pearson, 2013), p. 6. 田中明彦・村田晃嗣訳『国際紛争：理論と歴史』（有斐閣、二〇一三年）六頁。
- (121) Montesquieu, C. L. de, *De l'esprit des lois*, liv. XX, ch. 4, p. 587. 野田ほか訳『法の精神中巻』一四一頁。
- (122) *Ibid.*, liv. XX, ch. 21, p. 598. 一五三頁。
- (123) *Ibid.*, liv. XX, ch. 22. 一五四頁。
- (124) *Ibid.*, liv. XXI, ch. 20, p. 639. 一〇二頁。
- (125) *Ibid.*, pp. 640–641. 一〇四頁。
- (126) Hirschman, Albert O., *The Passions and the Interests : Political Arguments for Capitalism before Its Triumph*, 1st Princeton classics ed. (Princeton University Press, 2013), p. 78. 佐々木毅・且祐介訳『情念の政治経済学』（法政大学出版局、新装版二〇一四年）七七頁。
- (127) Montesquieu, C. L. de, *De l'esprit des lois*, liv. XXII, ch. 19, p. 675. 野田ほか訳『法の精神中巻』二四三頁。
- (128) *Ibid.*, liv. XXIII, ch. 28, pp. 711–712. 一一八七頁。
- (129) *Ibid.*, liv. XXIV, ch. 2, p. 715. 野田良之ほか訳『法の精神下巻』（岩波書店、一九八八年）二頁。
- (130) *Ibid.*, pp. 715–716. 三頁。
- (131) *Ibid.*, liv. XXIV, ch. 3, p. 716. 四頁。
- (132) *Ibid.*, liv. XXIV, ch. 5, p. 718. 六頁。
- (133) *Ibid.*, liv. XXIV, ch. 6, p. 719. 七頁。
- (134) *Ibid.*, liv. XXIV, ch. 7.
- (135) *Ibid.*, p. 720. 八頁。
- (136) *Ibid.*, liv. XXIV, ch. 10, p. 721. 九頁。
- (137) *Ibid.*, liv. XXIV, ch. 11, p. 722. 一〇頁。
- (138) *Ibid.*, liv. XXV, ch. 1, p. 735. 一五頁。
- (139) *Ibid.*, liv. XXV, ch. 2, p. 737. 一六頁。
- (140) *Ibid.*, liv. XXV, ch. 9, p. 744. 三五頁。

- (141) *Ibid.*, liv. XXV, ch. 12, p. 745. 三十七頁。
- (142) *Ibid.*, pp. 745-746.
- (143) *Ibid.*, p. 746.
- (144) *Ibid.*, liv. XXV, ch. 13, pp. 746-747. 三八頁。
- (145) *Ibid.*, liv. XXVI, ch. 1, p. 751. 四四頁。
- (146) *Ibid.*, liv. XXVI, ch. 2. 四五頁。
- (147) *Ibid.*, liv. XXVI, ch. 11, p. 761. 五六頁。
- (148) *Ibid.*, liv. XXVI, ch. 12. 五十七頁。
- (149) *Ibid.*, pp. 761-762.
- (150) *Ibid.*, p. 762.
- (151) *Ibid.*, liv. XXVIII, ch. 3, pp. 794-795. 九五—九六頁。
- (152) *Ibid.*, liv. XXVIII, ch. 9, p. 802. 一〇五頁。
- (153) *Ibid.*, p. 803. 一〇六頁。
- (154) *Ibid.*, liv. XXVIII, ch. 17, pp. 811-812. 一一六頁。
- (155) *Ibid.*, liv. XXVIII, ch. 25, p. 826. 一三三頁。
- (156) *Ibid.*, liv. XXVIII, ch. 41, p. 857. 一七二頁。
- (157) *Ibid.*, liv. XXVIII, ch. 43, pp. 861-862. 一七七頁。
- (158) *Ibid.*, liv. XXVIII, ch. 45, p. 864. 一八〇頁。
- (159) *Ibid.*, liv. XXX, ch. 2, p. 884. 二一〇四頁。
- (160) *Ibid.*, liv. XXX, ch. 10, p. 891. 二二二頁。
- (161) 川出良枝『貴族の徳、商業の精神：モンテスキューと専制批判の系譜』（東京大学出版会、一九九六年）一〇四—一〇五頁。
- (162) Montesquieu, C. L. de, *De l'esprit des lois*, liv. XXX, ch. 13, p. 900. 野田ほか訳『法の精神下巻』二二二頁。
- (163) *Ibid.*, liv. XXX, ch. 20, p. 920. 二四六頁。

- (164) *Ibid.*, liv. XXX, ch. 23, p. 926. 二五五頁。
- (165) *Ibid.*, liv. XXX, ch. 24, p. 928. 二五七頁。
- (166) 佐竹前掲書三〇八頁。
- (167) Montesquieu, C. L. de, *De l'esprit des lois*, liv. XXXI, ch. 18, p. 968. 野田ほか訳『法の精神下巻』三〇六頁。
- (168) *Ibid.*, liv. XXXI, ch. 25, pp. 979-980. 三一九頁。
- (169) *Ibid.*, p. 980.
- (170) *Ibid.*, liv. XXXI, ch. 32, p. 988. 三三〇頁。
- (171) *Ibid.*, liv. XXXI, ch. 34, p. 994. 三三七頁。
- (172) Id., *Lettres persanes. Œuvres complètes I*, texte présenté et annoté par Roger Caillios ([Paris]: Gallimard, 1949), pp. 285-286. 井田進也訳『ホルシア人の手紙』井上幸治責任編集『モンテスキュー』(中央公論社, 一九八〇年) 一九〇頁。
- (173) *Ibid.*, p. 286. 一九〇—一九一頁。
- (174) *Ibid.*, p. 287. 一九三頁。
- (175) 佐藤嘉幸・田口卓臣『脱原発の哲学』(人文書院, 二〇一六年) 七七—七八頁。

(武蔵野大学法学部准教授)